

令和8年6月市議会定例会提出予定議案等一覧

1 提出予定議案 合計15件

内訳： 予算案 3件 (補正 3件)
 条例案 7件 (制定 1件、改正 6件)
 専決承認案 5件 (予算 1件、条例 4件)

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第35号	令和8年度越前市一般会計補正予算(第2号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第36号	令和8年度越前市介護保険特別会計補正予算(第1号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第37号	令和8年度越前市下水道事業会計補正予算(第1号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第38号	越前市市税賦課徴収条例の一部改正について	税務課	条例案(改正)
議案第39号	越前市武道館設置及び管理条例の一部改正について	スポーツ交流課	条例案(改正)
議案第40号	越前市印鑑条例の一部改正について	窓口サービス課	条例案(改正)
議案第41号	越前市屋内遊び場設置及び管理条例の制定について	こども未来課	条例案(制定)
議案第42号	越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例の一部改正について	環境政策課	条例案(改正)
議案第43号	越前市駐車場設置及び管理条例の一部改正について	都市計画課	条例案(改正)

-1-

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第44号	越前市下水道条例等の一部改正について	上下水道課	条例案(改正)
議案第45号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度越前市一般会計補正予算(第12号))	財務企画課	専決承認案(予算)
議案第46号	専決処分の承認を求めることについて(越前市市税賦課徴収条例の一部改正について)	税務課	専決承認案(条例)
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて(越前市都市計画税条例の一部改正について)	税務課	専決承認案(条例)
議案第48号	専決処分の承認を求めることについて(原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について)	税務課	専決承認案(条例)
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて(越前市国民健康保険税条例の一部改正について)	窓口サービス課	専決承認案(条例)

2 報告案件 13件

報告番号	報告名	所属課
報告第3号	令和7年度越前市一般会計継続費通次繰越しの報告について	財務企画課
報告第4号	令和7年度越前市一般会計繰越明許費繰越しの報告について	財務企画課
報告第5号	令和7年度越前市一般会計事故繰越しの報告について	財務企画課
報告第6号	令和7年度越前市水道事業会計予算継続費通次繰越しの報告について	上下水道課

-2-

報告番号	報告名	所属課
報告第7号	令和7年度越前市水道事業会計予算繰越しの報告について	上下水道課
報告第8号	令和7年度越前市下水道事業会計予算継続費通次繰越しの報告について	上下水道課
報告第9号	令和7年度越前市下水道事業会計予算繰越しの報告について	上下水道課
報告第10号	賃貸借契約の変更の報告について	市民協働課
報告第11号	賃貸借契約の変更の報告について	環境政策課
報告第12号	専決処分の報告について(損害の賠償について)	都市整備課
報告第13号	専決処分の報告について(損害の賠償について)	都市整備課
報告第14号	専決処分の報告について(損害の賠償について)	都市整備課
報告第15号	公益財団法人越前市文化振興・施設管理事業団の経営状況を説明する書類の提出について	人事・法制課

条例案 7件(制定 1件、改正 6件)

議案第38号 越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

概要	地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの
主な内容	<p>1 個人住民税に係る改正</p> <p>(1) 住宅ローン控除の期限延長 令和7年12月末までに入居した場合に13年間受けることができる住宅ローン控除について、住宅取得負担を軽減するため、入居の期限を令和12年12月末まで延長する改正を行う。</p> <p>(2) 市販薬の購入費に係る医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の期限延長 医療費を抑制するため、令和9年度まで市販薬の購入費の一部を医療費控除として使用できるとしていた特例について、令和10年度以降も継続する改正を行う。</p> <p>(3) その他所要の改正 地方税法改正に伴う引用条項のずれの修正等、所要の改正を行う。</p> <p>2 固定資産税を課さないとする課税標準額の上限(免税点)を引き上げる改正 平成3年度以降、30年以上据え置かれていた固定資産税の免税点について、少額資産に対する税負担を軽減するため、家屋においては現行の20万円から30万円に(+10万円)、償却資産においては現行の150万円から180万円に(+30万円)引き上げる改正を行う。</p>
施行期日	令和9年1月1日(一部を除く。)
所属課	総務部 税務課

議案第39号 越前市武道館設置及び管理条例の一部改正について

概 要	武道館の改修に伴い、越前市武道館設置及び管理条例の一部を改正するもの
主な内容	<p>1 改正理由 武道館の宿泊所の解体及び空調設備の改修に合わせて、条例中の諸規定を改正いたそうとするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 宿泊所の使用料に係る規定を削るもの (2) 柔道場及び剣道場の空調設備の改修に合わせて、その冷暖房使用料を改定するもの 改正前:1時間につき 400円 改正後:1時間につき 1,500円</p>
施行期日	令和8年10月1日
所 属 課	総務部 スポーツ交流課

議案第40号 越前市印鑑条例の一部改正について

概 要	国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、印鑑の登録事項を変更する改正を行うもの
主な内容	<p>印鑑を登録するに当たり、漢字圏の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において氏名に漢字を使用しない者に対し、氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものによる印鑑登録を可能とする。</p> <p>参考数値(令和8年4月1日時点) 越前市の外国人住民 6,299人 うち、漢字圏の外国人住民 164人 (内訳:中国160人、台湾4人)</p>
施行期日	公布の日
所 属 課	市民福祉部 窓口サービス課

議案第41号 越前市屋内遊び場設置及び管理条例の制定について

概 要	天候にかかわらず子どもたちが安心して遊ぶことができる屋内遊び場を設置するもの
主な内容	<p>1 施設名称 越前市屋内遊び場</p> <p>2 設置目的 こどもの健全な育成を支援するため</p> <p>3 所在地 越前市横市町第28号14番地の1(ショッピングセンター武生楽市内)</p> <p>4 開場時間 午前10時から午後6時まで</p> <p>5 休場日 (1) 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、直後の休日でない日) (2) 12月29日から翌年の1月3日まで ※ 市長が必要と認めるときは、開場時間若しくは休場日の変更又は臨時休場が可能</p> <p>6 施設の概要 (1) 遊び場フロア (2) 立体迷路</p> <p>7 使用者 概ね12歳までのこども ※ 保護者同伴</p>
施行期日	令和8年8月4日
所 属 課	市民福祉部 こども未来課

議案第42号 越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例の一部改正について

概 要	運営の効率化を図るため、開館時間の変更をするほか所要の改正を行うもの									
主な内容	越前市エコビレッジ交流センターは、運営の効率化を図るため、現在の利用状況に応じて、開館時間や休館日等を坂口公民館に合わせて試行してきた。その結果、施設の利用状況において問題なかったため、開館時間、休館日等を以下の表のとおり変更する。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開館時間</td> <td>午前9時～午後10時</td> <td>午前9時～午後10時 (日曜日は午後6時まで)</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>毎週月曜日 (国民の祝日を除く。) 国民の祝日の翌日 12月28日～翌年1月4日</td> <td>毎週月曜日 第3日曜日 国民の祝日の翌日 12月28日～翌年1月4日</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	開館時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時 (日曜日は午後6時まで)	休館日	毎週月曜日 (国民の祝日を除く。) 国民の祝日の翌日 12月28日～翌年1月4日
	現行	改正後								
開館時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時 (日曜日は午後6時まで)								
休館日	毎週月曜日 (国民の祝日を除く。) 国民の祝日の翌日 12月28日～翌年1月4日	毎週月曜日 第3日曜日 国民の祝日の翌日 12月28日～翌年1月4日								
施行期日	令和8年9月1日									
所 属 課	環境農林部 環境政策課									

議案第43号 越前市駐車場設置及び管理条例の一部改正について

概要	越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場の有料化等に伴い、所要の改正をするもの																					
主要内容	<p>1 駐車場の名称及び位置 駐車場の有料化に伴い、越前たけふ駅東パーク・アンド・ライド駐車場を、越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第1駐車場から第4駐車場として位置付ける。</p> <p>2 駐車場使用料 (1) 時間制によるもの(公共交通機関利用者は、使用料を500円減額できることとし、規則で別途規定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場</th> <th>利用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1駐車場 第2駐車場</td> <td>入場後2時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>入場後2時間超24時間以内</td> <td>1時間につき100円(上限500円)</td> </tr> <tr> <td>入場後24時間超</td> <td>500円に1時間につき100円を加算した額(加算額は、24時間ごとに上限500円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3駐車場</td> <td>入場後2時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>入場後2時間超24時間以内</td> <td>1時間につき100円(上限400円)</td> </tr> <tr> <td>入場後24時間超</td> <td>400円に1時間につき100円を加算した額(加算額は、24時間ごとに上限400円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間とみなして算定する。</p> <p>(2) 月ぎめ制によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4駐車場</td> <td>1月につき4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1月未満の場合は、1月とみなして算定する。</p> <p>3 その他 越前市武生駅東駐車場における回数制の運用廃止に伴い、回数制の使用料項目を削除する。</p>	駐車場	利用時間	使用料	第1駐車場 第2駐車場	入場後2時間以内	無料	入場後2時間超24時間以内	1時間につき100円(上限500円)	入場後24時間超	500円に1時間につき100円を加算した額(加算額は、24時間ごとに上限500円)	第3駐車場	入場後2時間以内	無料	入場後2時間超24時間以内	1時間につき100円(上限400円)	入場後24時間超	400円に1時間につき100円を加算した額(加算額は、24時間ごとに上限400円)	駐車場	使用料	第4駐車場	1月につき4,000円
駐車場	利用時間	使用料																				
第1駐車場 第2駐車場	入場後2時間以内	無料																				
	入場後2時間超24時間以内	1時間につき100円(上限500円)																				
	入場後24時間超	500円に1時間につき100円を加算した額(加算額は、24時間ごとに上限500円)																				
第3駐車場	入場後2時間以内	無料																				
	入場後2時間超24時間以内	1時間につき100円(上限400円)																				
	入場後24時間超	400円に1時間につき100円を加算した額(加算額は、24時間ごとに上限400円)																				
駐車場	使用料																					
第4駐車場	1月につき4,000円																					
施行期日	令和9年1月15日																					
所属課	建設部 都市計画課																					

議案第44号 越前市下水道条例等の一部改正について

概要	公共下水道事業の健全な経営を維持し、良質なサービスを安定的に供給するため、下水道使用料等を見直そうとするもの																																																																																																																					
主要内容	<p>厳しい経営状況が続く下水道事業において、計画的な下水道施設の更新を進めるとともに、社会情勢の変化を踏まえた健全な経営を行うため、令和8年8月1日(10月検針、11月請求分)から下水道使用料を改定する。</p> <p>市附属機関の水道料金・下水道使用料等協議会令和8年1月27日答申を踏まえ、平均改定率25%の引上げを行う。ただし、激変緩和措置として、令和8年8月1日から1年間は、平均改定率12%の引上げとする。</p> <p>あわせて、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び戸別公共浄化槽の使用料についても見直しを行う。</p> <p>下水道使用料、排水処理施設使用料(従量制)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(改正前)</th> <th colspan="8">(改正後)R8.8~</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th colspan="4">(激変緩和措置)R8.8~R9.7</th> <th colspan="4">(激変緩和措置後)R9.8~</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金 1m³につき</th> <th>種別</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金 1m³につき</th> <th>種別</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金 1m³につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般汚水</td> <td rowspan="7">5m³</td> <td rowspan="7">1,100円</td> <td>(新設)</td> <td rowspan="7">一般汚水</td> <td rowspan="7">5m³</td> <td rowspan="7">1,120円</td> <td>5m³を超え10m³以下</td> <td rowspan="7">一般汚水</td> <td rowspan="7">5m³</td> <td rowspan="7">1,250円</td> <td>5m³を超え10m³以下</td> </tr> <tr> <td>133円</td> <td>22円</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>10m³を超え30m³以下</td> <td>149円</td> <td>166円</td> </tr> <tr> <td>162円</td> <td>181円</td> <td>203円</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え50m³以下</td> <td>177円</td> <td>198円</td> </tr> <tr> <td>177円</td> <td>198円</td> <td>221円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超え300m³以下</td> <td>192円</td> <td>215円</td> </tr> <tr> <td>206円</td> <td>231円</td> <td>258円</td> </tr> <tr> <td>特別汚水</td> <td>10m³</td> <td>40円</td> <td>10m³を超えるもの</td> <td>特別汚水</td> <td>5m³</td> <td>45円</td> <td>5m³を超えるもの</td> <td>特別汚水</td> <td>5m³</td> <td>50円</td> <td>5m³を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>排水処理施設使用料(定額制)、戸別公共浄化槽(一般住宅)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(改正前)</th> <th colspan="6">(改正後)R8.8~</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="3">(激変緩和措置)R8.8~R9.7</th> <th colspan="3">(激変緩和措置後)R9.8~</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>基本料金</th> <th>世帯員割料金</th> <th>種別</th> <th>基本料金</th> <th>世帯員割料金</th> <th>種別</th> <th>基本料金</th> <th>世帯員割料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>1世帯当たり 2,300円</td> <td>世帯人員1人当たり 500円</td> <td>一般汚水</td> <td>1世帯当たり 2,576円</td> <td>世帯人員1人当たり 560円</td> <td>一般汚水</td> <td>1世帯当たり 2,875円</td> <td>世帯人員1人当たり 625円</td> </tr> </tbody> </table>	(改正前)				(改正後)R8.8~												(激変緩和措置)R8.8~R9.7				(激変緩和措置後)R9.8~				種別	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ につき	種別	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ につき	種別	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ につき	一般汚水	5m ³	1,100円	(新設)	一般汚水	5m ³	1,120円	5m ³ を超え10m ³ 以下	一般汚水	5m ³	1,250円	5m ³ を超え10m ³ 以下	133円	22円	25円	10m ³ を超え30m ³ 以下	149円	166円	162円	181円	203円	30m ³ を超え50m ³ 以下	177円	198円	177円	198円	221円	100m ³ を超え300m ³ 以下	192円	215円	206円	231円	258円	特別汚水	10m ³	40円	10m ³ を超えるもの	特別汚水	5m ³	45円	5m ³ を超えるもの	特別汚水	5m ³	50円	5m ³ を超えるもの	(改正前)			(改正後)R8.8~									(激変緩和措置)R8.8~R9.7			(激変緩和措置後)R9.8~			種別	基本料金	世帯員割料金	種別	基本料金	世帯員割料金	種別	基本料金	世帯員割料金	一般汚水	1世帯当たり 2,300円	世帯人員1人当たり 500円	一般汚水	1世帯当たり 2,576円	世帯人員1人当たり 560円	一般汚水	1世帯当たり 2,875円	世帯人員1人当たり 625円
(改正前)				(改正後)R8.8~																																																																																																																		
				(激変緩和措置)R8.8~R9.7				(激変緩和措置後)R9.8~																																																																																																														
種別	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ につき	種別	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ につき	種別	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ につき																																																																																																											
一般汚水	5m ³	1,100円	(新設)	一般汚水	5m ³	1,120円	5m ³ を超え10m ³ 以下	一般汚水	5m ³	1,250円	5m ³ を超え10m ³ 以下																																																																																																											
			133円				22円				25円																																																																																																											
			10m ³ を超え30m ³ 以下				149円				166円																																																																																																											
			162円				181円				203円																																																																																																											
			30m ³ を超え50m ³ 以下				177円				198円																																																																																																											
			177円				198円				221円																																																																																																											
			100m ³ を超え300m ³ 以下				192円				215円																																																																																																											
206円	231円	258円																																																																																																																				
特別汚水	10m ³	40円	10m ³ を超えるもの	特別汚水	5m ³	45円	5m ³ を超えるもの	特別汚水	5m ³	50円	5m ³ を超えるもの																																																																																																											
(改正前)			(改正後)R8.8~																																																																																																																			
			(激変緩和措置)R8.8~R9.7			(激変緩和措置後)R9.8~																																																																																																																
種別	基本料金	世帯員割料金	種別	基本料金	世帯員割料金	種別	基本料金	世帯員割料金																																																																																																														
一般汚水	1世帯当たり 2,300円	世帯人員1人当たり 500円	一般汚水	1世帯当たり 2,576円	世帯人員1人当たり 560円	一般汚水	1世帯当たり 2,875円	世帯人員1人当たり 625円																																																																																																														
施行期日	令和8年8月1日																																																																																																																					
所属課	建設部 上下水道課																																																																																																																					

専決承認案 4件(条例 4件)

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(越前市市税賦課徴収条例の一部改正について)

概 要	地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの
主な内容	<p>1 軽自動車税の環境性能割の廃止及びグリーン化特例の延長 車両取得時に課税される環境性能割と毎年4月に課税される種別割で構成されていた軽自動車税について、環境性能割の廃止により、種別割を軽自動車税として整理する改正を行う。 また、電気自動車等に課税される初年度の軽自動車税を75%軽減する措置を2年間延長する改正を行う。</p> <p>2 固定資産税の課税標準の特例の拡充・延長 令和7年度末までに劇場やホール等を国の制度を活用してバリアフリー化した場合に、2年間、課税標準額を3分の2に軽減する特例について、高齢者や障がい者等が利用する病院やホテルなどまで対象を拡大し、あわせて、バリアフリー化の終期を令和10年度末まで延長する改正を行う。 また、令和7年度末までに導入した太陽光パネルの課税標準額を、3年間、3分の2に軽減する特例に代え、令和10年度末までに導入したペロブスカイト太陽電池(フィルム状の太陽電池)の課税標準額を、3年間、3分の2に軽減する特例を新たに設ける改正を行う。</p> <p>3 条項ずれの整理 関係法改正及び上記改正における条項の追加、削除に伴い条項ずれを整理する。</p>
施行期日	令和8年4月1日
所 属 課	総務部 税務課

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(越前市都市計画税条例の一部改正について)

概 要	地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの
主な内容	<p>1 都市計画税の課税標準の特例の拡充・延長 固定資産税と同様に、令和7年度末までに劇場やホール等を国の制度を活用してバリアフリー化した場合に、2年間、課税標準額を3分の2に軽減する特例について、高齢者や障がい者等が利用する病院やホテルなどまで対象を拡大し、あわせて、バリアフリー化の終期を令和10年度末まで延長する改正を行う。</p> <p>2 条項ずれの整理 関係法改正及び上記改正における条項の追加、削除に伴い条項ずれを整理する。</p>
施行期日	令和8年4月1日
所 属 課	総務部 税務課

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について)

概 要	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法における原子力発電施設等立地地域の見直しに伴い改正するもの
主な内容	国(内閣府原子力政策担当室)において、原子力発電施設等立地地域の範囲が見直され、原子力発電所の半径10km圏内から半径30km圏内まで拡大されたことに伴い、旧今立町の区域を新たに固定資産税の不均一課税の対象区域に追加するもの
施行期日	国が当該地区を原子力発電施設等立地地域として指定した旨を公示した日
所 属 課	総務部 税務課

-13-

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(越前市国民健康保険税条例の一部改正について)

概 要	地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの																											
主な内容	1 国民健康保険税の賦課限度額の引上げ 基礎課税分を66万円から67万円に引き上げるもの																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">算定区分</th> <th colspan="3">賦課限度額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税分(全被保険者)</td> <td>66万円</td> <td>67万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分(全被保険者)</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分(40～64歳の被保険者)</td> <td>17万円</td> <td>17万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援納付金分(18歳以上の被保険者)</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112万円</td> <td>113万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	算定区分	賦課限度額			現行	改正後	引上げ額	基礎課税分(全被保険者)	66万円	67万円	1万円	後期高齢者支援金分(全被保険者)	26万円	26万円	0万円	介護納付金分(40～64歳の被保険者)	17万円	17万円	0万円	子ども・子育て支援納付金分(18歳以上の被保険者)	3万円	3万円	0万円	合計	112万円	113万円	1万円
	算定区分		賦課限度額																									
		現行	改正後	引上げ額																								
基礎課税分(全被保険者)	66万円	67万円	1万円																									
後期高齢者支援金分(全被保険者)	26万円	26万円	0万円																									
介護納付金分(40～64歳の被保険者)	17万円	17万円	0万円																									
子ども・子育て支援納付金分(18歳以上の被保険者)	3万円	3万円	0万円																									
合計	112万円	113万円	1万円																									
2 国民健康保険税(均等割額及び平等割額)の減額対象世帯の拡大 減額の対象とする所得基準の額を引き上げることにより、軽減の対象となる世帯を拡大し、低所得世帯の負担軽減を図るもの																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th> <th colspan="3">軽減判定所得</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>30万5千円</td> <td>31万円</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>56万円</td> <td>57万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	軽減割合	軽減判定所得			現行	改正後	引上げ額	5割	30万5千円	31万円	5千円	2割	56万円	57万円	1万円													
軽減割合		軽減判定所得																										
	現行	改正後	引上げ額																									
5割	30万5千円	31万円	5千円																									
2割	56万円	57万円	1万円																									
施行期日	令和8年4月1日																											
所 属 課	市民福祉部 窓口サービス課																											

-14-

報告案件に係る説明資料

報告第10号 賃貸借契約の変更の報告について

概 要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により報告した市が賃借人となる契約金額2,000万円以上の賃貸借契約の変更を報告するもの
主な内容	<p>1 契約の名称 越前市町内LED防犯灯賃貸借契約</p> <p>2 契約の目的 LED防犯灯の賃貸借 対象区域 越前市内全域</p> <p>3 契約金額 当初契約金額 242,000,000円(税込) 変更後契約金額 223,273,600円(税込) ※18,726,400円の減額</p> <p>4 契約の方法 随意契約</p> <p>5 契約の相手方 林電気株式会社(越前市芝原四丁目5番22号)</p> <p>6 契約締結日 当初契約 令和7年3月28日 変更契約 令和8年3月30日</p> <p>7 契約の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで(賃貸借の期間)</p> <p>8 変更の理由 賃貸借を行うLED防犯灯の灯数の減少 当初灯数 12,900灯 変更後灯数 11,973灯 ※927灯の減</p>
所属課	総務部 市民協働課

報告第11号 賃貸借契約の変更の報告について

概 要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により報告した市が賃借人となる契約金額2,000万円以上の賃貸借契約の変更を報告するもの
主な内容	<p>1 契約の名称 令和7年度越前市LED照明器具リース業務</p> <p>2 契約の目的 LED照明器具の賃貸借 対象施設 武生東児童センター外 29施設</p> <p>3 契約金額 当初契約金額 144,249,600円(税込) 変更後契約金額 149,578,968円(税込) ※5,329,368円の増額</p> <p>4 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約</p> <p>5 契約の相手方 NECキャピタルソリューション株式会社福井営業所(福井市大手3丁目1番13号)</p> <p>6 契約締結日 当初契約 令和7年6月6日 変更契約 令和8年3月9日</p> <p>7 契約の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで(賃貸借の期間)</p> <p>8 変更の理由 中央図書館におけるLED照明を長時間利用者に配慮したものに変更したことに伴う増額変更</p>
所属課	環境農林部 環境政策課